

令和２年美浦村告示第１３０号

令和２年第３回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和２年１１月２０日

美浦村長 中 島 栄

記

１．期 日 令和２年１１月２４日 午前１０時

２．場 所 美浦村議会議場

３．付議事件

- （１）美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- （２）美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和2年第3回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	時 刻	議 事 内 容
11月24日	火	午前10時	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

**令和２年第３回
美浦村議会臨時会会議録 第１号**

令和２年１１月２４日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第１号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第２号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１．出席議員

１番	下村宏君	２番	山崎幸子君
３番	北出攻君	４番	松村広志君
５番	葉梨公一君	６番	小泉嘉忠君
７番	塚本光司君	８番	岡沢清君
９番	飯田洋司君	１０番	林昌子君
１１番	小泉輝忠君	１２番	沼崎光芳君

１．欠席議員

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	富永保君
総務部長	平野芳弘君
保健福祉部長	吉田正己君
経済建設部長	濱田勘木君
教育次長	木鉛昌夫君
総務課長	青野克美君
企画財政課長	菅野眞照君

１．本会議に職務のため出席した者

議会議務局長	正慶將暢
--------	------

書
書

記
記

木 村 弘 子
滝 口 弘 士

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第3回臨時会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第3回美浦村議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に村長のご挨拶をいただきます。
村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和2年第3回美浦村議会臨時会にご参集、大変ご苦勞さまでございます。

11月に入りまして、朝夕の寒さも一段と厳しさを増してきました。暦の上では、来週師走を迎えるなど、年の瀬は何かとせわしない時期にも入ってきます。議員各位にはコロナ禍の中、各種イベントや地域での活動が制限される現状でも、住民への行政報告など活動されておりますことに敬意を表します。

コロナ感染もG o T oトラベルの全国展開で、感染率が高くなり第3波が起きているとの報道もございます。経済活動の優先よりも、感染対策を優先していただきたいものであります。

本日の臨時会に提案している案件は、議案第1号で、美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第2号で、美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が1件の、2案件であります。

議員各位には、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

4番議員 松 村 広 志 君

5番議員 葉 梨 公 一 君

6番議員 小 泉 嘉 忠 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び日程第4 議案第2号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号及び議案第2号について、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本条例案は、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告を受け、所要の改正を行うとともに規定の整備を行うもので、一般職の期末手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合についても国に準ずるため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第2号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

本条例案は、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告を受け、所要の改正を行うとともに規定の整備を行うものであります。

以上、議案第1号及び議案第2号について、一括してご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 議案第1号、議案第2号の提案理由の説明が終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） それでは、日程第3 議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第2号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。
会議を閉じます。
令和2年第3回美浦村議会臨時会を閉会をいたします。
大変お疲れさまでした。

午前10時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 松 村 広 志

署 名 議 員 葉 梨 公 一

署 名 議 員 小 泉 嘉 忠